

図書・出版物、公文書、美術品・博物品、歴史資料等公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み(デジタルアーカイブ)の構築・連携の推進に向けた提言

デジタルアーカイブとは



何らかの方針に基づき、デジタルコンテンツを選択、収集、組織化、蓄積し、長期にわたって保存するとともに利用に供するシステム又はサービス。



知のデジタルアーカイブとは

人間・コミュニティの知的活動を支えるためのデジタルアーカイブ。デジタル・ネットワーク社会の知識インフラ。



デジタルアーカイブ推進アクションプラン

1. 大福帳からデジタルへ。知的資産の公開

- ・ 中小のMLA機関が所蔵する資料等のデジタル化、ネット上への公開の推進。
- ・ 「デジタルアーカイブ推進・構築のためのガイドライン」の周知・普及及び技術・利用環境の変化に即した見直し。
- ・ デジタルアーカイブ構築・連携を推進するための財政措置の拡充。

2. 人的基盤の構築

- ・ デジタルアーカイブの技術・知識・ノウハウ等を収集・蓄積・共有する「デジタルアーカイブ支援ネットワーク(DAN)」の設立。
- ・ デジタルアーカイブの推進に理解のあるリーダーの獲得及び構築・運営していく専門的な人材の必要性への理解。
- ・ デジタルアーカイブの有機的連携を推進する「デジタルアーカイブ・スペシャリスト」の育成。

3. システム基盤の構築

- ・ データ形式の標準化・耐災害性の観点からデータ蓄積基盤として、デジタルアーカイブ・クラウドを推進する。
- ・ 「文化遺産オンライン」の利用促進・機能拡充(多言語対応等)。
- ・ 東日本大震災の記憶を伝承し、将来の災害対策等に活用するため「東日本大震災アーカイブ」の構築。
- ・ デジタルコンテンツ長期保存技術の開発を進めるとともに、ノウハウの共有を推進する。

4. コンテンツ流通基盤の構築

- ・ 組織・コンテンツを一意に識別するための識別子の普及を進めるため、知的資産IDの導入。
- ・ メタデータ情報基盤(MetaBridge)の利用普及・機能拡張を進め、メタデータの流通を促進する。

